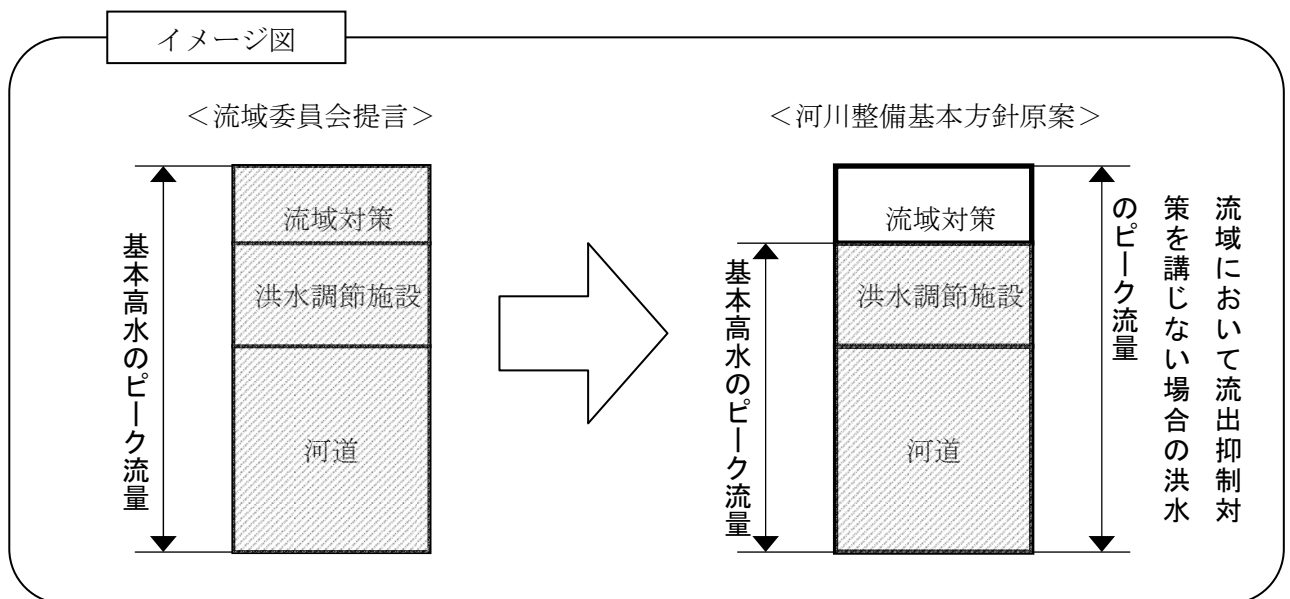


基本高水のピーク流量の設定について

1 基本高水のピーク流量の考え方について

流域委員会での検討では、対象降雨による計画基準点でのピーク流出量を「基本高水のピーク流量」としていた。

河川整備基本方針では、河川管理者が実施する河川の整備の基本となるべき事項を定める必要があり、流域対策は河川管理者が実施主体とならないことから、「基本高水のピーク流量」については流域対策を講じた結果を反映した洪水ピーク流量となる。



2 「流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量」の変更について

① これまで議論してきた数値

4, 651 m³/s

(条件)

- ・ 計画規模：1/100の降雨(247mm/24hr)
- ・ 降雨パターン：平成16年台風23号の降雨

② 今回変更数値の考え方

上記条件に変更はないが、提言後流域内の流域対策対象施設の現況調査を行い、施設の状況を確認した。

(大きな修正点)

- ・ 調整池の設置数 176箇所 → 142箇所
- ・ ため池 108箇所 → 103箇所 等

現況施設による流出抑制効果が減ることとなり、4, 682 m³/s

数値が変更となった理由

- ・ 「流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量」については、流域の土地利用の状況として、森林、水田、市街地等の面積のほか、既設のため池、防災調整池の状況を踏まえて算出している。これにより、森林、水田、ため池、防災調整池の現況での流出抑制効果を反映している。
- ・ 流域委員会で「流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量」を検討する際には、既設のため池、防災調整池の状況について、それぞれの施設台帳に基づき算出していた。
- ・ 流域対策の検討にあたって、流域対策施設の現地調査を実施した結果、既設のため池、防災調整池の箇所数が台帳調査より減少していたことが判明した。そのため、これらの流出抑制効果が減少することとなり、「流域対策を講じない場合の流量」が $4,651\text{m}^3/\text{s}$ から $31\text{m}^3/\text{s}$ 増大し、 $4,682\text{m}^3/\text{s}$ となった。

3 ため池

① 下記条件により対象を抽出【委員会提言】

- ・ 青野ダム流域以外
- ・ 満水面積 $5,000\text{m}^2$ 以上
- ・ 流域面積 0.1km^2 以上

“108箇所”

② 上記条件に加え、現地調査結果を踏まえて下記により箇所数を精査

- ・ 流域外のため池 → 対象外
- ・ 廃止された（予定）のため池 → 対象外
- ・ 防災調整池と兼用のため池
→ 防災調整池としてカウント済

“103箇所”

5 防災調整池

① 台帳に記載している流域内全ての防災調整池を対象

【委員会提言】

“176箇所”

② 現地調査結果を踏まえて下記により箇所数を精査
<対象外とした防災調整池>

- ・ 開発途上のため未施工（開発2期以降に施工予定など）
- ・ 計画中止により未施工
- ・ 埋立により消滅
- ・ 既設調整池と重複していたもの
- ・ 存在しているものの流域外であったもの
- ・ 現地確認できなかったもの

“142箇所”